

ワンコイン制度

財団法人日本テニス協会

財団法人日本テニス協会（以下「本協会」という）は、本協会規程管理規程に基づき、次のとおりワンコイン制度を定める。

（目的）

第1条 本制度は、第2条に定めるテニス大会に出場する団体又は個人が支払う大会参加費に附加して徴収するワンコイン（第3条参照）を資金として、テニスを発展させるための恒久的財政基盤の確立に寄与することを目的とする。

（適用大会）

第2条 本制度は、次の各大会の予選及び本戦に適用する。

- （1）本協会及び本協会寄附行為第33条1にいう地域協会並びに地域協会加盟の都府県協会の主催する各大会
- （2）本協会が公許するJTT大会、J1大会、J2大会、ベテランJOP対象大会
- （3）本制度の趣旨に賛同する各種団体が主催し、その団体が指定する大会
☆本協会は、本制度の適用が相当でない大会については、適用を除外とすることができる。

（ワンコインの金額）

第3条	個人戦ダブルス	1組	100円
	個人戦シングルス	1名	100円
	団体戦	1チーム	500円

前項の大会の主催者は、徴収した前項の金額の全額を本協会に納付する。支払いの時期、方牡については細則に別途定める。

（資金の使途等）

第4条 本協会は、この資金を主として次の事業に充当する。

- （1）ナショナルチームの強化
- （2）ナショナルトレーニングセンターの運営
- （3）地域・都府県トレーニングセンター活動事業
- （4）全国中学校テニス連盟、全国高等学校体育連盟に対する支援事業

2 前項（3）の活動事業は次のとおりとする。

- （1）地域協会、都府県協会の申請に基づき本協会が行うコーチ派遣事業
- （2）本協会と地域協会、都府県協会とが共同して行うテニス指導者教育事業

（運営細則）

第5条 本協会強化本部育成強化資金委員会は、本制度の運用に関する細則を定めることができる。

平成19年9月13日 成立
平成20年4月 1日 施行

☆以下の情報については日本テニス協会HPまたはルールブックにて確認して下さい。

公認スポーツ指導員・スポーツドクターの登録

<http://www.japan-sports.or.jp/coach/>

公認スポーツ指導者・スポーツドクターの登録は、日本体育協会が定めるスポーツ指導者制度（登録規定）、スポーツドクター設置要項に基づいています。

登録の目的

公認スポーツ指導者、公認スポーツドクターの資格認定

登録の有効期間

4年間。4年ごとの更新手続きが必要となります。

更新登録に伴う義務研修について

登録更新のためには、資格有効期限（4年間）が切れる6ヶ月前までに、本会あるいは当該中央競技団地の定める研修を受けることが義務づけられています。

定められている研修会とは下記の研修会（実習）です。

テニスの資格者については、定められた研修を受けなければ更新できませんのでご注意ください。

日本テニス協会 選手登録基準 (プロ・アマ・ベテラン)

<http://www.jta-tennis.or.jp/JTA/information/registration/>

日本テニス協会 公認審判員規定

<http://www.jta-tennis.or.jp/JTA/information/judge/>

審判員の申込用紙、講習会・認定会情報はJTAのWEBサイト「審判関連」からより入手できます。

日本テニス協会・北信越テニス協会等 大会日程

日本TA <http://www.jta-tennis.or.jp/>

北信越TA <http://www.hokushinetsu-tennis.com>

※大会主催者の事情によって大会の中止その他の変更がある場合もあるので、必ず大会内容・詳細・締切日などは問い合わせ先に確認して下さい。